2018 年 10 月 1 日制定
2023 年 6 月 14 日改訂
2023 年 10 月 1 日改訂
2024 年 7 月 1 日改訂
富士山森林認証グループ

SGEC 森林管理計画

計画期間：2023.6.15～2028.6.14

目　次

1　森林と管理体制 2
1.1 森林資源現況等 2
1.1.1　静岡県富士市他 2 市　所在森林 2
1.2 森林管理体制 6
2　経営方針と計画 7
2.1 静岡県富士市他 2 市（当グループ加盟者）　所在森林 7
2.1.1　管理方針 7
2.1.2　施業方針 7
2.1.3　施業別　実施方針 8
2.1.4　森林管理の実施状況と計画 9
2.2 全体に係る事項 10
2.2.1　生物多様性に配慮した施業指針 10
2.2.2　森林管理 12
2.2.3　教育・研修 14
2.2.4　水土保全及び環境配慮 15
2.2.5　法令関係 16
2.2.6　地域社会との関係 17
2.2.8　情報公開 18
3　森林管理の実行の評価及び改善 18
3.1　モニタリング 18
3.2　内部監査 19
3.3　マネジメントレビュー 21
4　労働災害防止規程 21
5　関連法令 23
6　記録様式 29
6.1 モニタリング・チェックリスト 30
6.2 作業時完了時、巡視時巡視報告 31
6.3 希少種・絶滅危惧種の発見報告書 33
6.4 森林被害に関する報告書 34
6.5　苦情処理の記録簿 35
6.6　利害関係者（ステークホルダー）の記録簿 36
6.7　内部監査記録表 37
6.8　マネジメントレビュー　是正・予防措置報告書 38
7　巻末資料 39
7.1 緊急連絡網 39

添付資料

- 計画図（縮尺 1/5,000）
- 森林簿（伐採・更新計画を含む）
- 施業履歴

1　森林と管理体制

1.1　　森林資源現況等

1.1.1 静岡県富士市他 2 市　所在森林

静岡県富士市、富士宮市及び裾野市　所在森林

［森林立地概要］

富士山森林認証グループの主な対象となる富士地域は、静岡県の東部に位置し、富士山（3,776m）を頂点に、愛鷹山、箱根山等の新旧火山の山麓に戦後植栽されたヒノキを主体とした人工林が広がった緩やかな地形が特徴で、1 級河川の富士川が駿河湾に注いでいる。本地域は、日本一の標高差を持ち豊かな森林がはぐくまれ、多様な植生と動物の生息環境が形成されており、森林資源の現況として、富士、富士宮市総面積 55,976ha のうち森林面積は 32,365ha で総面積の 58%を占めている。

この富士山のふもとに広がる森林は、主に水源涵養、山地災害防止や土壌保全等の機能を発揮させ、多彩で豊かな自然環境と豊富な森林資源がバランス良く配置された地域であり、併せて富士山の伏流水に起因する豊富な水資源により、下流域の市民の生活保全をはじめ農林水産業、観光や製紙業、製造業等の様々な産業を支えてきた。

本グループは富士市、富士宮市、裾野市の 3 市の森林を包括する認証管理団体である。富士山森林認証グループの加盟者は、静岡県の富士市有林及び富士市内の私有林を管理する富士市・富士市森林組合、富士宮市有林を管理する富士宮市、富士宮市と富士市内の私有林を管理する富士森林組合、富士宮市に位置する上井出財産区有林を管理する富士宮市上井出財産区の 4 団体で構成されている。

富士山森林認証グループ　ＦＭ森林位置図

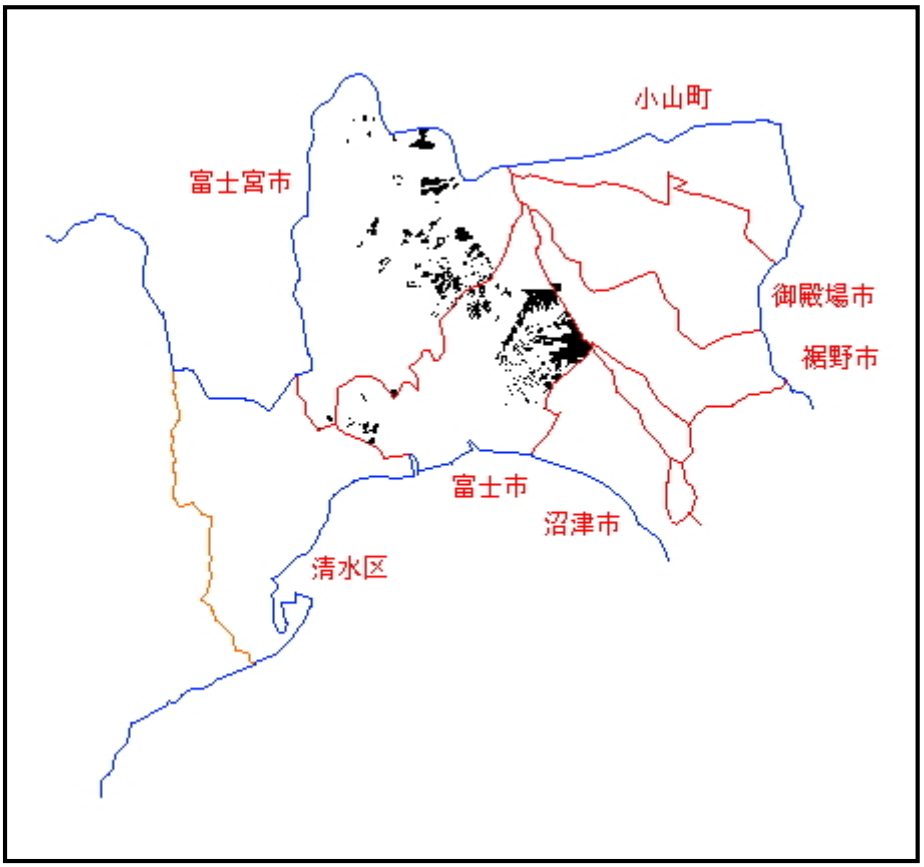

（富士地域　認証森林）
静岡県富士市、富士宮市、裾野市
森林面積 3,233.00ha

グループ合計		3,233.00　ha	備　　考
内訳	富士市・富士市森林組合	2,196.84　ha	
	富士宮市	419.73　ha	
	富士森林組合	214.46　ha	
	上井出財産区	401.97　ha	

【資源構成】　（単位 ha,%）

	人工林	天然林	計
面積	2,434.11	775.30	3,209.41
構成比	75.84	24.16	100

		面積(ha)	材積(m^3)
人工林	スギ	284.06	110,429.58
	ヒノキ	2,121.16	573,670.31
	マツ	3.77	980.51
	クヌギ	6.36	335.50
	モミ	1.60	437.00
	その他広葉樹	17.16	1,020.35
	小計	2434.11	686,873.25
天然林		775.30	109,481.76
計		3,209.41	796,355.01

森林の区分

普通林（循環）	制限林	計
3,233.00-1740.65ha	1,370.13ha（水源涵養保安林） 258.64ha（土砂流出防備保安林） 111.12ha（保健保安林） 0.76ha（風致保安林）	
1,492.35ha	1,740.65ha	3,233.00ha

人工林の現況

齢級	面積（ha）						合計（ha）	構 成 比(%)
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	モミ	その他広葉樹		
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1	6.44	55.47	0.00	0.21	0.00	0.00	62.12	2.55
2	0.42	14.41	0.00	2.48	0.00	0.12	17.43	0.72
3	0.37	37.00	0.00	0.06	0.00	0.88	38.31	1.57
4	0.72	65.94	0.00	0.00	0.00	2.69	69.35	2.85
5	0.63	60.04	0.00	0.18	0.00	6.85	67.70	2.78
6	4.25	25.71	0.00	0.29	0.00	2.78	33.03	1.36
7	0.00	39.71	0.00	0.38	0.00	1.72	41.81	1.72
8	0.37	46.25	0.00	2.76	0.00	2.12	51.50	2.12
9	0.24	60.97	0.00	0.00	0.00	0.00	61.21	2.51
10	0.00	80.35	0.00	0.00	0.00	0.00	80.35	3.30
11	6.37	71.71	0.00	0.00	0.00	0.00	78.08	3.21
12	52.34	245.59	1.00	0.00	0.00	0.00	298.93	12.28
13	61.90	479.21	2.77	0.00	1.35	0.00	545.23	22.40
14	89.15	492.33	0.00	0.00	0.00	0.00	581.48	23.89
15	26.45	99.69	0.00	0.00	0.25	0.00	126.39	5.19
16	20.38	91.78	0.00	0.00	0.00	0.00	112.16	4.61
17 上	14.03	155.00	0.00	0.00	0.00	0.00	169.03	6.94
合計	284.06	2,121.16	3.77	6.36	1.60	17.16	2,434.11	100.00

天然林の現況

齢級	面積（ha）	構 成 比(%)
	広葉樹	
0	0.00	0.00
1	0.00	0.00
2	0.00	0.00
3	14.24	1.84
4	7.05	0.91
5	3.10	0.40
6	0.00	0.00
7	0.00	0.00
8	1.55	0.20
9	1.59	0.21
10	1.09	0.14
11	4.09	0.53
12	4.77	0.62
13	20.72	2.67
14	49.16	6.34
15	11.41	1.47
16	99.33	12.81
17 上	557.20	71.87
合計	775.30	100.00

1.2 森林管理体制

富士山森林認証グループの運営は図－１「運営組織図」の執行体制により行う

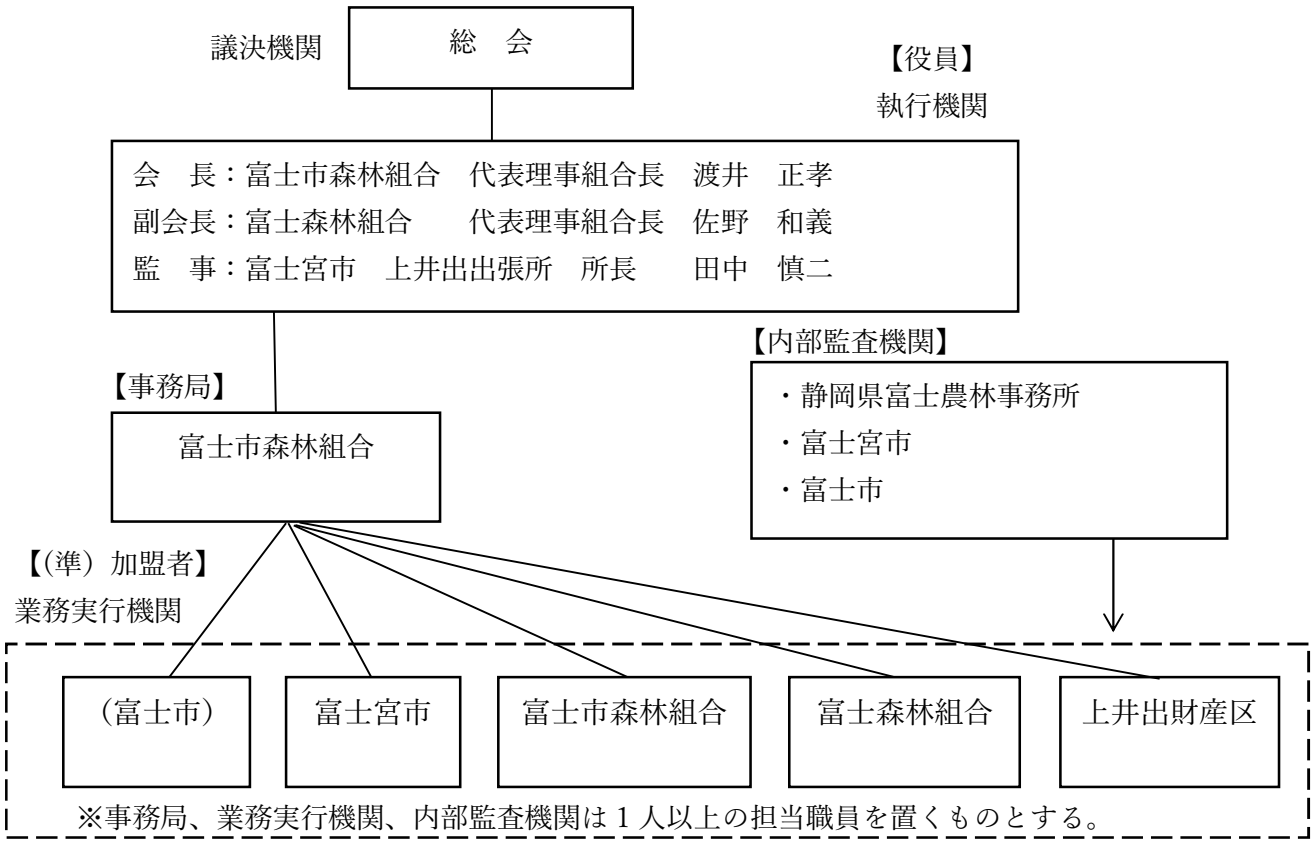

図－１「運営組織図」

加盟者ごとに、それぞれ森林管理を担当している。

富士市・富士市森林組合は、富士市森林組合の職員計 4 名が、森林管理を担当している。

〒417-0801　静岡県富士市大淵 6979−5
TEL：0545-35-5339（代表）　FAX：0545-30-8788

富士宮市は、産業振興部・農業政策課（担当 1 名）が森林管理を担当している。

産業振興部・農業政策課　〒418-8601　静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
TEL：0544-22-1111（代表）　　FAX：0544-22-1207

富士森林組合は、事業課（担当 1 名）が森林管理を担当している。

事業課　〒418-0114　静岡県富士宮市下条 1073-1
TEL：0544-59-2648（代表）　　FAX：0544-58-8666

上井出財産区は、富士宮市上井出出張所（担当 1 名）が森林管理を担当している。

富士宮市上井出出張所　〒418-0103　静岡県富士宮市上井出 631 番地
TEL：0544-54-0003（代表）　FAX：0544-54-0389

全加盟者とも主な出荷先は、静岡県森林組合連合会　富士事業所（SGEC　CoC 認証 JAFTA- W151 を取得）である。

緊急連絡網は、巻末資料のとおり。

2　経営方針と計画

（基本理念）

国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等、地球環境保全に配慮し地球温暖化の原因とされる、CO_2の吸収源である森林の整備（間伐等）を進め、路網整備等により木材資源の産出、林産物の提供等資源の有効利用を図り、社会的貢献に寄与することに努め、持続的森林管理を推進し、継続的改善に努める。

また、森林管理計画全体において、市町村森林整備計画などの上位計画との整合を図り、法令遵守に努める。（4　関連法令参照）

さらに、SGEC 森林管理認証取得者として、森林管理は SGEC の持続可能な森林管理基準及びその他の要求事項に適合させ、実行するとともに、森林管理システムを継続的に改善していくこととする。

富士山森林認証グループ　会長　渡井　正孝

2.1 静岡県富士市他 2 市（当グループ加盟者） 所在森林

該当各市町村森林整備計画における森林整備の基本的考え方については、当該森林は、木材等生産機能、水源涵養機能の両方の機能の維持増進を図る森林としてゾーニングされており、各森林整備計画と整合して森林管理を行う。

2.1.1　管理方針

1) 木材等生産　資源の循環利用

森林の健全性を確保しつつ、木材チップ、発電用エネルギー燃料も含め安定的な木材資源の供給を基本とし、将来を展望した木材生産と公益的機能を重視しながら、搬出間伐事業を積極的に導入して、木材の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林保全化を確保し、持続的に生産できる森林に誘導するため施業の集約化や機械化等による、効率的な森林整備に努める。

2) 水土保全

水源涵養機能の維持、土砂流出防備等、保水能力の高い森林土壌の維持、下層植生等良好な発達が確保される、森林整備、保全を進める。

また、適切な保育・間伐を推進し、伐採に当たっては皆伐施業を制限し、裸地面積の縮小及び分散を図り、水源涵養機能や災害防止・土壌保全機能を高める。

3) 環境保全

地域の生活環境の保全、自然景観の維持・保全に努め、動植物等の生息や生育環境の悪化防止に配慮した施業に努め、地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進し、教育・福祉・保健等の分野と連携しつつ、森林環境教育や健康づくり等の利用を推進する。

2.1.2　施業方針

森林タイプ別に施業方針を次のとおりとする。

1) ［スギ・ヒノキ・マツ　人工林］

成長量が比較的高く、傾斜が緩やかな場所に位置し、木材等生産機能の発揮が期待できる森林については、適正な伐採と再造林の確保を図り、育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。

また、山地災害防止機能や保健文化機能の高度発揮が求められる森林については、長伐期大径材生産を目標とし、伐期は標準伐期齢の倍以上のおおむね 80 年以上とする。間伐等により下層植生、密度調整を行い森林機能の低下を抑える。非皆伐施業を原則とし、間伐・択伐を実施。河川周辺林分については針広混交林化（水辺林整備）をめざし、水質汚染防止、水性生物種保全に努め、渓流周辺、尾根筋に保護

樹帯を残す。

2) ［広葉樹林］

クヌギ・コナラ類など有用広葉樹については、育成・利用するため、広葉樹林改良と合わせ、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう森林整備を進める。また、生物多様性保全の観点により動植物の生態・生育など考慮し、空洞木、棲家等の保護・保全、共存できる自然環境を残していく。

2.1.3 施業別 実施方針

1) 伐採

伐採・搬出については、作業機械、移動用車両等を使用する場合、効率的な運行に努め、不必要なアイドリングを行わないなど化石燃料の消費低減を図り環境に配慮することとする。

(ア) 主伐

人工林の主伐の計画に当っては、経営状況を勘案しつつ、齢級構成の平準化を目指して皆伐・再造林を検討する。皆伐に当たっては、地形・土壌等の自然的条件、公益的機能の確保などを踏まえ、伐採面積・区域形状に配慮し、一ヶ所あたりの伐採面積をおおむね 5ha 以内、連続した伐区は避けることとし、伐採後の裸地の縮小、分散を図り、また、保残帯を設け土壌・林地・林縁木保全に努める。

なお、主伐を行う場合は、先行して標準地調査（10m×10m の毎木調査）を実施する。

(イ) 間伐

地形・森林の所在する立地条件等を踏まえ保育間伐・搬出間伐を行う。団地毎に植生状態を把握し、密度・林内照度・下層植生などを勘案して適切な時期・方法により伐採率 20%～30%で間伐を行うこととし、一定の立木材積を維持しながら密度調整を行う。なお長伐期計画に沿う間伐等の実施にあたっては、森林状況に応じた時期に行う。

また、本数等の林況が不明な場合は、先行して標準地調査（10m×10m）を実施する。

(ウ) 路網整備・搬出

環境への悪影響を最小限に抑え、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する為、施業の合理化、コストの削減に努める。従来の保育間伐については、適切な時期に実施しながら進め、設置可能な森林団地については路網整備を進める。

機械化推進と既設の林道・作業道との調整を図りながら、効果が十分達せられるよう検討・整備を進める。

路網作設については、市町村森林整備計画を踏まえ、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。作業道作設については静岡県が定める「林業専用道・森林作業道作設指針」の規定を適用する。

(エ) 施設整備他

林産物利用促進のために、必要な施設の整備について検討していく。その他油類などの取扱いについては、環境に十分配慮（植物性オイル等）したものを使用。油類の林地への流失を防止する。

2) 更新・保育

更新に係る方針は、主伐計画時に具体的に策定することとするが、概要は次のとおりとする。

(ア) 造林の対象樹種としては、市町村森林整備計画の定めるとおりとし、人工造林についてはスギ、ヒノキとする。広葉樹については周辺の森林の樹種構成や樹

種特性を考慮して選定する。

(イ) 外来種を導入する場合は、現地適用化について検証したうえで生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避ける。モニタリングにより外来種の発生、生息状況について注意深く監視することとする。

(ウ) 遺伝子組み換え樹木は使用しない。

(エ) 人工林の主伐時は、市町村森林整備計画に従い伐採後速やかに更新する。

(オ) 種苗については、種子及び苗木は地域在来の物を使用するよう努め、優良品種等から選抜し、植栽する。

(カ) 活着率が低い場合は、補植を行う。枯損範囲が深刻な場合は、枯損の原因に応じて樹種変更や林種転換を検討する。

(キ) 野生生物の食害防除の処置を行うとともに有害鳥獣捕獲を実施し野生生物の生息環境や個体数の管理に努める。

(ク) 枝打ちは優良材生産を目的として行うが、枯れ枝から入る害虫の防除や林内への採光についても考慮して実施する。

(ケ) 除伐実施にあたっては、造林木の成長を阻害する侵入木や形質不良木を除去するが、造林木の生長に支障のないものについては残す。かずら・つる類の除去も併せて実施する。良好な生育が見込めない林分については、広葉樹種等への転換を図っていく。

2.1.4 森林管理の実施状況と計画

森林管理計画は、森林経営計画を含めて策定されている。

1) 主伐及び間伐

主伐実績（計画）2018 年度～2023 年度

年　度	実績（ha）	計画（ha）
2018	17.62	17.32
2019	24.68	25.38
2020	14.13	10.04
2021	22.85	22.60
2022	11.73	12.02
2023	12.07	12.41

間伐実績（計画）2018 年度～2023 年度

年　度	実績（ha）	計画（ha）
2018	117.66	116.14
2019	127.60	102.74
2020	105.35	84.77
2021	102.55	78.98
2022	114.68	93.52
2023	103.67	115.79

2) 造林（新植・下刈・除伐及び天然林施業等）

単位：ha

年度	更新（新植）		下刈		除伐		天然林施業	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
2018	14.44	14.44	22.04	22.04	0.00	0.00	0.00	0.00
2019	31.61	31.61	24.31	24.31	0.00	0.00	0.00	0.00
2020	13.96	13.96	68.00	68.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2021	34.67	34.67	75.24	75.24	0.00	0.00	0.00	0.00

2022	16.88	16.88	63.56	63.56	0.00	0.00	0.00	0.00
2023	10.28	10.28	85.66	85.66	0.00	0.00	0.00	0.00

3) 間伐・搬出　　間伐率　おおむね 30%とする。

4) 【間伐実績のうち間伐搬出面積及び搬出量】

年度	面積（ha）	搬出量（m^3）
2018	110.27	8,240.191
2019	116.16	8,912.068
2020	97.03	6,141.763
2021	82.16	6,683.971
2022	101.54	7,487.992
2023	103.67	8,430.187

5) 【搬出に伴う路網整備（実績）】
作業路

年度	距離（m）	所在　団地
2018	0	
2019	25,763	富士市・富士市森林組合、富士宮市、㈱白糸植物園
2020	8,970	富士市・富士市森林組合、富士森林組合、㈱白糸植物園
2021	12,566	富士市・富士市森林組合、富士宮市、㈱白糸植物園
2022	12,135	富士市・富士市森林組合、富士宮市、㈱白糸植物園
2023	11,399	富士市・富士市森林組合,富士宮市,富士森林組合,㈱白糸植物園

6) 【今後の主伐・間伐及び路網整備計画】
2024 年度
富士市・富士市森林組合 FM 森林　10ha　主伐　　50ha　間伐
富士宮市 FM 森林　0ha　主伐　　8ha　間伐
富士森林組合 FM 森林　2ha　主伐　3ha　間伐
上井出財産区 FM 森林　0ha　主伐　10ha　間伐
2025 年度以降
富士市・富士市森林組合 FM 森林　46ha　主伐　　185ha　間伐
富士宮市 FM 森林　1ha　主伐　　48ha　間伐
富士森林組合 FM 森林　8ha　主伐　12ha　間伐
上井出財産区 FM 森林　0ha　主伐　56a　間伐

上記森林　路網未整備（開設困難）の為間伐（本数調整）とする。
作業路開設計画については 2024 年度以降 32,740ｍを計画

2.2 全体に係る事項

2.2.1 生物多様性に配慮した施業指針

当協議会加盟者所有の森林については、人工林率 75.29%で、ヒノキ、スギ、マツが主である。

従来より造林的観点により間伐施業等をくりかえし実施してきたところであるが、今後認証森林として森林管理計画の下、生産性の向上と合わせ、野生生物種の保護保全また、林地の保全に努める。

森林施業においては、生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成

すること等が生物多様性の保全につながることに十分注意する必要があり、市町村森林整備計画との整合を図ることとする。

また、自然環境保全基礎調査の下記植生図等を参考にして、関連情報を収集する。

森林	植生図（縮尺 1/25,000）
静岡県富士市、富士宮市、裾野市	第６～7 回（1999～2012／2013）

出典：http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html

具体的事項は、次のとおりとする。

1) 重要種・貴重な動植物及び絶滅危惧種の保護
希少な野生生物を保護するため、当該地内に生息する可能性がある野生植物のリスト「生息の可能性がある貴重種・絶滅危惧種リスト」（別紙１－１）を作成し、常備する。リストに掲載されている生物をサイト管理者等が発見した場合は、「貴重種・絶滅種の発見報告書」（6 記録様式）で報告し、有識者の助言、指導を受けながら保護・保全の措置を取る。盗掘などの防止の観点から、6 記録様式は有識者に管理を依頼し、原則として非公開とする。
希少な種の同定には専門的な知識が必要なこと、当該地がフォッサマグナ地域のため希少な種が多いこと(別紙１－１：１３６種(2021 年 7 月現在))などの理由から、サイト管理者や現場作業員が希少な野生植物に気づかずに生育環境を変えてしまう可能性がある。そこで、有識者の指導のもと、生態系の撹乱に注意を要する区域（以下、撹乱要注意区域という。）をあらかじめ設定し、その区域内で生態系の撹乱を引き起こす行為(立木の伐採、地形の変更など)を行う場合、事前に有識者の助言・指導を受けることとする。撹乱要注意区域は「撹乱要注意区域リスト」（別紙１－２）に記載し、サイト管理者は別紙１－２を常備する。

2) 絶滅の恐れのある野生生物種のリストアップ→　当該森林に生息、生育されている可能性か高い動植物（静岡県レッドデータブック等より）

3) 図鑑等で確認把握　　特徴、習性（生息地、鳴き声姿　等）

4) 作業時　植生調査、山林巡視において観察、監視
希少動植物　棲家などを発見確認した場合→葉や枝を含め採取せず、写真撮影する。又、むやみに生育地などを公表しない。（園芸採取の防止）随時記録、観察する。（年月日　写真）

5) 富士地域には湧水群や湧水池が点在し中小多数の河川が存在する。そのほとんどは、降雨時のみ流れる空沢であるが、水土保全や生態系維持の観点から、渓流沿いには広葉樹を残し混交林化への誘導や伐採を規制し保全に努める。
これら水辺に残す広葉樹林は、バッファーゾーンとして適切に管理し、作業（間伐、つる伐など）着工前、作業中においては特に野生植物に注意する。（地表のかく乱防止）また野生生物の巣などに注意、空洞木等を残すものとする。沢沿いは天然林に戻す（水辺林整備）

6) 従来は人工林（スギ、ヒノキ、マツ）内の巡視が主であるが、今後境界確認と合わせ天然雑木林内の踏査を実施、野生生物種の観察、監視を行い保護保全に努める。

7) 間伐作業実施等による、林地環境の変化など実施前と実施後比較調査→風害倒木、林分密度（下層植生の維持、動植物の動向等）

8) 各山林（入り口、目につきやすい箇所）に認証森林看板設置（希少動植物の保護保全、山火事注意、不法投棄禁止他）

9) モニタリングにおいてもレッドデータブックなどの情報を活用する。

10) 林道、治山施設など工作物の設置に際しては、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝・横断溝に落ちない工夫、這い上がれる工夫、魚道の設置など）を講ずるとともに、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し、自然と融合する構造物とし、生態的な復元が成立しやすいようにし生態系へのダメージを最小限とするよう努める。法面への吹き付け種において外来種については県や所管する市町及び関係機関と協議し慎重に検討する。(2-4-4)

2.2.2 森林管理

(ア)森林簿の維持

① 森林簿は 5 年毎に更新する。更新に当っては、行政情報や施業や森林調査を通じて得た情報を用いる。

② 森林調査方法は、10mx10m 程度の毎木調査法、プロットレスサンプリング、目視等による。

(イ)自然環境と調和した森林管理に関する事項

森林管理の基本方針において、次の事項を規定し、配慮する。

① 森林施業の実施に当たっては、当該地域の自然環境に適した方法の選択に努める。

② 森林の健全性と活力の維持・増進において、天然力の活用に努める。

(ウ)原生林またはそれに近い天然林の人工林への転用

下記による正当化可能な状況以外は、行わない。

① この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。

② 地域森林計画、市町村森林整備計画、及び関連する生態系に関する保護・保全に関する法令等に反するものでないこと。

正当化できる明確な事由がない状況のもとで 2010 年 12 月 31 日以後に転用された人工林については、認証には不適格とし、認証範囲から除外する。

(エ)保育計画に関する事項

① 植栽の方法の選択においては、①土壌浸食の防止、②林地の保全、③植栽木の活着・成長に配慮して行う。

② 病虫獣害においては、林内に野生動物が相当数生息し獣害の恐れのある場合、その森林の成長および生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講ずる。

(オ)委託先との関係

① 委託契約文書で SGEC 森林認証規格への適合義務を要求する。

② また、施業方針は当森林管理計画のものの適用を求める。

条文案は次のとおり。

第　条　SGEC 森林認証への配慮 森林管理に係る委託業務においては、乙は、SGEC 森林認証の趣旨を理解するとともに、甲の定める SGEC 森林管理計画に沿って作業を執り行う。

(カ)森林被害

①病虫害、鳥獣害、気象害、森林火災が発生した場合は「森林被害に関する報告書」（6 記録様式）を作成するとともに被害場所を地図上に示したものを保管する。

②大規模な被害が生じた場合は、県、市町及び関係機関と連携し、森林及び生態系への影響を最小限にとどめる対策を講じるとともに、原状回復までの過程を詳細に記録する。

(キ)林業薬剤管理マニュアル

①林業薬剤使用の管理方針

林業薬剤は、極力使用しないこととするが、病害虫の被害がまん延する可能性がある場合や獣害がある場合には最小限の林業薬剤を使用し、生態系や周囲住民への影響を配慮した作業を実施する。

②薬剤の使用

・行政機関の指導

使用にあたっては、所在市町村に報告し、指導を受け、適切な管理のもと林業薬剤の散布作業を行うこと。

・関係者との連絡・調整

林業薬剤の影響を受ける地域の関係者との協議ができる体制を維持すること。

・林業薬剤の保管・管理

林業薬剤の保管・管理については、関係法令を尊守し厳格に対処する。使用した薬剤が残った場合は、所定の場所に保管し、薬剤の漏出、流出、滲出が起こらないようにすること。

③安全対策・周辺環境対策

・病害虫がまん延した場合、被害周辺地域関係者と連絡をとりながら作業を実施すること。

・周囲の土地利用状況を把握して、簡易水道、農業、漁業・その他事業に影響を及ぼさないように努めること。

・地域住民や関係者との協議ができる体制を維持すること。

・林業薬剤の取扱いには十分注意し、安全教育を徹底すること。

④林業薬剤の廃棄について

・薬剤をやむを得ず廃棄する際は所在市町村が定める処理方法を尊守すること。

⑤その他

・森林病害虫等防除法、農薬取締法などの関係法令を尊守すること。

(ク)病獣虫害防除

①　森林害虫の駆除及び予防の方法

森林病害虫等については、他市町とも連携し、林業薬剤管理マニュアルに従い、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。カシノナガキクイムシ被害駆除に当たっては、薬剤の地上散布を行う。

②　鳥獣による森林被害対策の方法

・鳥獣による森林被害については、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、周辺の森林所有者及び関係団体との連携を図る。

・ニホンジカの被害対策の実施において、協力を図る。野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを検討する。

③　森林火災対策

ア）事業現場での事前調査

・近くの谷川などに消火に使う水があるか事前に調べること。

・付近の地形及び状況を十分に把握すること。

・乾燥注意報や風向き・風量など気象情報を把握すること。

・携帯電話及び無線の通信状況を確認すること。

イ）消火機材の用意

・くわ・消火用のポリタンクまたは消火器等が用意されていること。

ウ）事業現場での対応

・「山火事注意」などの啓発看板を設置すること。

・休憩所を設置したときは、周囲の可燃物を除去すること。

・暖をとるための焚き火は、延焼しやすい場所を避けること。また、焚き火をした際の後始末は、消火確認を徹底すること。

・くわえタバコでの歩行及び作業は行わない。吸い殻入れを必ず携帯し、

マッチ、吸い殻の後始末は完全に行うこと。
・作業に使用する燃料・オイル類は適量を持参し、法令に基づき正しく取り扱うこと。
・チェーンソーなどへの燃料の補給は、エンジンを止めて、こぼれないように行なうこと。
・チェーンソーのマフラーは、枯草などの燃えやすいものに触れないようにすること。
・マフラーのカーボンに火がついたりしないように、機械の点検は事前に行うこと。

エ）緊急連絡網の共有

森林火災を含め、災害発生時に備えた緊急連絡網を作成する。情報は随時必要に応じて更新する。

緊急連絡網の関係機関をもって、消防体制とする。

オ）消防訓練計画

・緊急連絡網を随時確認する。
・冬季など、森林火災のリスクが高くなる時期については、管理する山林とともに、周辺の山林の状況についても、より注意を喚起することとする。
・管理山林に設置された山火事防止などの関連看板等を、巡視や施業を通じて確認し、維持する。
・地域の消防活動と随時情報共有や連携を図る。
・火災発生時は施業履歴に、規模・原因・発生前後の対応・その後の措置（造林等）について記録する。

(ケ)認証生産物の普及と分別・管理

① 認証材普及に向けた取組みを静岡県において展開する。認証材についての情報を山側から発信することにより、流域内の製材業者及び工務店等とのネットワーク構築を図りながら認証材の販路拡大に努める。また、認証取得による「富士ヒノキ」ブランドを確立させ認証材の普及に努める。

② 認証森林からの丸太は、非認証森林とはい積を分別し、記録文書においても認証材であることをマーキング等により明記し分別する。

③ SGEC／PEFC COC 認証を取得している事業体との連携を積極的に図る。

④ SGEC／PEFC COC 認証を取得している顧客に対しては、SGEC 森林管理認証規格が適用される区域から産出された製品であることを示すために利用できる表記として、「 100%SGEC 認証」との主張を明記する。

(コ)その他

① 非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定める。また効率的利用に努める。

② 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的または文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努める。

③ 原生林およびそれに近い天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努める。

2.2.3 教育・研修

1) 教育・研修の方針

素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に努めることとする。

2) 教育・研修の方法

森林管理に関係する団体の研修制度、OJT などを通じて、適宜実施する。

実施した内容は、日付、参加者、内容を記録する。
委託先にも教育・研修を行う。

3) 教育・研修の内容

(ア) SGEC 基準

持続可能な森林管理認証規格の要求事項を徹底する。

(イ) 生物多様性保全

当管理計画の生物多様性に配慮した施業指針を徹底する。（委託先含む）
森林管理に係る作業は、加盟者自らが管理する森林において直営または外注により実施し、加盟者がこれを監督する。加盟者は、作業者に対しＳＧＥC/ＰＥＦＣ森林認証取得の趣旨と方針及び管理計画を十分に説明し、作業時の土壌・水資源への配慮や生物多様性等の環境保全に関する教育・指導を行い、本書に基づき作業が遂行されているか確認する。
また、サイト担当者や受注者の作業員に対し、生物多様性や環境、土壌、水土保全等、森林管理に関する研修会を年１回以上実施し、対象森林の生態系や環境に配慮した管理について理解や意識の向上やＯＪＴ研修を通して、職員の職務能力の向上を図る。

(ウ) 労働安全

当管理計画の労働災害防止規程を徹底する。（委託先含む）
持続可能な森林管理及び『無災害』を目指すため、加盟者は労働安全に関する管理体制を充実させるとともに、外注する場合は、受注者が労働安全に関する管理体制が十分な事業体に作業を委託する。
また、受注者には、社会保障への加入状況を示す資料や安全日報、労働災害記録、安全教育実施記録、緊急連絡体制を明記した文書の提出を義務づける。
万一、加盟者または受注者に労働災害が発生した場合には、林災防の特別安全指導等の受講を促し報告を義務付ける。
なお、加盟者は、労働災害の発生等に速やかに対応できるよう緊急連絡表を担当者に携帯させる。

2.2.4 水土保全及び環境配慮

(ア) 林道、橋梁等の整備及びその他作業における水土保全の配慮

環境に係る基本方針等において、次の事項への配慮を行う。

① 裸地土壌の露出を最小化する。
② 土壌の水流への流出を避ける。
③ 流水路や河床の流路の保全に努める。また、適切な道路排水溝を設置・維持する。

(イ) オイル・燃料の管理マニュアル

①オイル・燃料の管理指針

作業現場で燃料等の油類が漏出した場合、水資源をはじめ土壌、生物生態系等への影響は大きいことから、オイル･燃料等の取扱い･保管は慎重に行うこと。

②オイル・燃料の選定

・オイルや燃料は用途にあった適正なものを使用すること。
・なるべく環境に負荷の少ない植物性や生分解性オイル等の導入を検討すること。

③油類の作業現場での保管及び方法

・オイルや燃料は専用の容器以外に入れないこと。
・保管場所は平坦な場所とし、容器が雨に濡れない対策をとること。
・保管期間は作業を実施している期間内とすること。

④漏出対策

・チェーンソー・刈払機に給油する場合は油類がもれないよう注意しながら行うこと。

・給油後は機械の燃料キャップの閉め忘れが無いか確認すること。

⑤安全対策

・保管場所付近では火気を使用しないこと。

・給油中は必ずエンジンを止め、煙草など火気に十分注意すること。

⑥廃棄処理について

・使用後の空き缶等は必ず持ち帰り所在市町が定める処理方法を遵守すること。

・オイルや油類をやむを得ず廃棄する際は所在市町が定める処理方法を遵守すること。

(ウ)化学物質の取り扱いに係る環境配慮事項

法令を遵守し、必要最小限の使途にとどめ、人の健康や環境への悪影響がないように努める。マニュアル等において、次の事項を規定し、遵守する。

① 森林管理の作業中のオイル漏れ、または、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避する。

② 非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法で行う。

③ 肥料使用においては、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行わなければならない。

(エ)不法投棄及びゴミの処理

① 対象森林内に不法投棄が発見された場合は、速やかに所管する市町の廃棄物対策関係課に報告し処理を依頼する。

② 受注者の廃棄物の放置等不届きな行為を発見した場合は厳重に注意し、悪質な場合はこれ以降受注者としない。

2.2.5 法令関係

(ア) 林内の違法行為の注意喚起

森林内の違法行為等の無認可行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努める。

(イ) 苦情処理

森林管理に係る地元住民やジェンダー平等（運用ガイドライン 6.1.4）等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに法等に基づく公正な解決を図るための手順を次のとおり定める。苦情処理の結果については、審査の際に報告する。

① 森林管理に係る地元住民等に森林管理について連絡を行い、意見陳述のための方法を伝える。（例　標識等における連絡方法の明示）

② 苦情の申し立て者に対し該当の苦情を受理したことを伝える。

③ 苦情の評価とその妥当性確認に必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情への対応を決める。苦情情報を受理した者は、速やかに管理責任者に苦情情報を「苦情処理の記録簿」にまとめて伝達する。
※苦情処理の記録簿は 6 記録様式を使用

④ 苦情情報を関連する部署長に伝達する。
また、措置について決定する。

⑤ 該当の苦情への対応及びそのプロセスに関する決定を正式に申し立て者に伝える。

⑥ 是正、予防措置については「苦情処理の記録簿」（5 記録様式）に記録する。
適切な是正、予防措置を確実に行う。

(ウ) ILO 基本条約に関連する事項

ILO 基本条約については、下記のとおりであり、日本国が未批准の ILO 条約第 105 号及び ILO 条約第 111 号については、これに代わる労働基準法及びその他の国内法を遵守する。

ILO 基本条約と日本の批准状況

ILO 基本条約		日本批准（●）
第 29 号	強制労働条約（1930 年）	●
第 87 号	結社の自由及び団結権保護条約（1948 年）	●
第 98 号	団結権及び団体交渉権条約（1949 年）	●
第 100 号	同一報酬条約（1951 年）	●
第 105 号	強制労働廃止条約（1957 年）	
第 111 号	差別待遇（雇用及び職業）条約（1958 年）	
第 138 号	最低年齢条約（1973 年）	●
第 182 号	最悪の形態の児童労働条約（1999 年）	●

出典：http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/about/ilo.htm

2.2.6 地域社会との関係

森林管理の基本方針においては、次の事項について配慮する。

(ア) 森林の管理は、該当森林管理区域の内部または周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものとする。

(イ) 里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重する。

(ウ) 勢子辻地先の県道富士裾野線西沿いの古木の並木は、明治 35 年代にこの地で人工造林の指導を行った金原明善の手によるものとされ、昭和 53 年に「史跡、金原明善の大規模植林」として富士市の文化財に指定され今日まで保存されており、貴重な森林として一般に公開している。また、教育植林の碑がある高塚地先は小学校の教育費等財源確保のために、当時秣場であった荒野に植林し 110 町歩の森林を完成させた場所である。こうした、金原明善の指導による植林活動で林業が根付いた内山財産区の一帯は、歴史的価値のある森林として管理していく。

(エ) 「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」では、市内の保存樹・保存樹林に指定されている樹木や森林について適切に保存をしている。

(オ) 対象森林内で、こうした史跡に関する森林や保存樹・保存樹林が存在するもしくは指定された場合は、所在地を図示し適切に管理する。

(カ) 森林管理計画を策定するに当たって、適切な情報を得たうえで、影響を受ける利害関係者（ステークホルダー）を特定し、関係する法律、条例等が定める森林認証に関連する事項について、関係者の意見を聴くものとする。また、必要に応じて市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について当該市町から聴取する。

利害関係者の把握、森林認証に係る説明については、日常の業務を通じて行い、必要に応じて利害関係者に対して説明等を行う。これらについては、その記録を保管する。

(キ) 地域経済の振興については、次の事項に努める。

① 木材や非木材系の林産品の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産品は、貴重な資源であり、多様な用途に有効活用し、SGEC/PEFC 認証取得者と連携し、地域経済の振興に努めなければならない。

② 森林の管理・整備により出た林地残材や未利用間伐材については、可能な限り利用し、炭素固定が永続する形での有効利用に努める。
有効利用する事例としては、森林作業道等の資材や林内に設置するベンチ・テーブル、イベント用資材などとして提供する。

③ 認証林産物を生産現場や加工･流通過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給するよう努めなければならない。
また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。

④ 林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備および維持する。

⑤　林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行う。
⑤　森林資源の持続的利用とバイオマス・自然エネルギーの活用に努める。

(ク) レクレエーションを目的として森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供する。

(ケ) 富士市の丸火自然公園は生活環境保全林（市条例）として位置づけられ、須津渓谷大棚の滝周辺のキャンプ場に隣接する森林などがレクリエーション森林の代表となる。また、富士宮市南部に位置する明星山から白尾山、羽鮒山、西ノ山にわたる緑地は市街地からの景観や自然に恵まれた都市環境を形成する貴重な空間であり、市民の憩いの場にもなっている。
これら森林を適切に管理し景観の維持や市民が安全に楽しめる環境を整備する。

(コ) 対象森林において、市民や研究機関等からイベントや調査・研究等のためにフィールド利用の申請があった場合は、利用者に対し認証林ならびに本グループの活動主旨を十分説明すると共に、利用者の安全が確保できる範囲において積極的に協力する。

(サ) 一般市民や子どもたちが自然にふれあうための教育やイベントを開催し、開催情報やイベントの記録をホームページ等で公開する

(シ) 森林管理が科学的な研究結果に基づき実施されなければならないことに鑑み、持続的な森林管理等に係る研究活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努める。

(ス) 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用に努める。

※2.2.7 は欠番

2.2.8　情報公開

1)　SGEC 森林管理計画の基本理念、森林管理計画の要約及びモニタリング結果について、一般公開することとし、当社 WEB サイトにて公表する／当グループ受付窓口に置くこととする。森林管理計画の要約には、森林管理の目的及びその原則に関する情報を含める。

2)　森林管理計画の要約及びモニタリング結果の公開に当たって、その機密性のある業務情報、個人情報及び関連する法令によって伝統的・文化的に保護されるべき場所又は天然資源の特質の保護のために機密とされるべきその他の情報については除外する。

3　森林管理の実行の評価及び改善

3.1　モニタリング

当管理計画の実行状況とその影響を把握し評価するためのモニタリングを行い、問題がある場合は適正に対応する。

「生物多様性に配慮した施業指針」における保護・保全に努めるため、専門家の助言を求め、適切な保護・保全対策に努めるとともに、第三者機関のモニタリング行為には協力する。

モニタリングの情報は、施業に伴う観察、森林調査結果なども含めて、蓄積する。

1)　モニタリングの目的

(ア) 現地踏査により、計画された作業の実行情況及び環境の影響を総合的に評価する。

(イ) チェックの結果は、計画の達成度と影響の観点から評価を行い、改善点の検討を行う。

(ウ) モニタリング結果は、トップマネジメント（会長）がレビューし、森林管理計

画の実行及び改訂と管理組織の運営に反映させる。

2) モニタリングの方法

(ア) モニタリングの対象と頻度

計画されている作業の前後、又はある箇所について定点・定期に行う。

(イ) モニタリング項目

① 場所・記録日・実施者・実施期間

1. 作業の種類：主伐・間伐・保育・路網整備
2. 作業の規模：面積（ha）・延長（m）

② 作業状況：計画の達成率、計画変更有無と理由、施業履歴への記録

③ 環境影響

1. 生物多様性保全： 希少種等の存在
2. 水土保全： 土壌浸食、地表のかく乱、崩壊
3. 森林生態系の健全性及び活力の維持：
   森林病虫獣害、気象害（凍害、雪害等）、自然発火火災を含む火災、空気汚染物質、森林施業等に起因する損害
4. 森林施業の影響等（非木材生産物を含む。）

④ 狩猟や釣りを含む非木質林産物の利用（森林管理計画に含まれている場合）

⑤ その他：保険への加入
利害関係者との連携

(ウ) 労働条件と労働安全に関するモニタリング

労働条件と労働安全に関するモニタリングについては、年１回若しくは委託契約の際に実施する。

モニタリング事項は次のとおりである。

① 林業活動や森林施業については、保健や事故のリスクを確認し、作業に関連するリスクから労働者を保護するためのあらゆる適切な手段の適用が可能な形で計画し、組織化し、実施されているか。また、関係する労働者には、業に関わるリスク及び予防措置に関する情報が与えられているか。

② 労働者の労働条件は安全であり、林業活動や森林施業に従事するすべての者に対して安全作業の実践に関する指導や訓練が実施されているか。

③ 労働時間と休暇は、法令及び当該組織に係る団体協約等を遵守しているか。

④ SGEC 認証区域で林業活動や森林施業を実施する林業労働者（地元労働者、季節労働者、下請け業者等）の賃金は、少なくとも法令、地域別最低賃金又は当該団体交渉協定等労使間で協議決定した賃金に見合うか、それ以上となっているか。

⑤ 組織の雇用は、機会均等と差別待遇の禁止、職場におけるハラスメンの防止について約定されているか。また、性（ジェンダー）の平等は促進されているか。

(エ) モニタリング情報の記録

モニタリング結果は、文書情報を保管する。また、モニタリング結果のうち、作業、森林被害、保険の加入状況について、施業履歴に記録する。

3) 情報公開

(ア) 周辺住民に対しては、観察等の活動の場所として森林を公開する。

(イ) 今後、一般市民から情報公開の求めなどあれば、モニタリング情報の提供について積極的に協力する。

3.2 内部監査

1) 内部監査の目的

当社のマネジメントシステムに関する要求事項と持続可能な森林管理規格に関す

る要求事項が遵守され、マネジメントシステムが効果的に実行・維持されていることを検証する。

2) 内部監査の方法

本グループの内部監査は「SGEC 規準文書 3-1　SGEC グループ森林管理-要求事項」及び「「SGEC 規準文書 3-1 の内部監査に関する追加要求事項」に基づき実施する。あらかじめ、目標と監査プロセスの客観性と不偏性・公平性を確実にする監査責任者を定め、年 1 回、内部監査チェックリストに基づき内部監査を実施する。内部監査結果は、記録し保管するとともに、全加盟者に報告する。

3) 監査の時期

・監査は、毎年３月までの状況を翌年度の６月迄に実施する。
・監査は、必要があれば随時実施する。

4) 指摘事項、改善指示の是正

加盟者及び事務局は、監査により指摘又は改善指示をされた事項について、重大な事項については指摘又は改善指示のあった日から 3 ヶ月以内に、軽微な事項については 1 年以内に是正する。

3.3　マネジメントレビュー

1)　マネジメントレビューの目的

当社の管理システムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、トップマネジメント（会長）が実施する。

2)　マネジメントレビューの方法

（ア）頻度：年１回

（イ）インプット

①　前回のマネジメントレビュー結果に対するフォローアップ
②　管理システムに関連する外部及び内部の変化
③　不適合及び是正措置の状況
④　苦情処理結果
⑤　モニタリング結果
⑥　内部監査結果
⑦　森林管理計画の達成状況
⑧　影響を受けるステークホルダーの要望
⑨　継続的改善のための機会

（ウ）レビューの結果（アウトプット）

①　継続的改善の機会の決定
②　管理システムの変更の必要性に関する決定

（エ）マネジメントレビューの結果は、文書情報を保管する。

4　労働災害防止規程

林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程を適用する。

○林業･木材製造業労働災害防止規程（H29.7.28 厚生労働大臣認可、同 10.16 適用）

目　　次

第一編　総則
第１章　通則
　第１節　趣旨・遵守義務
　第２節　適用範囲等
　第３節　快適な職場環境
第２章　安全衛生管理体制等
　第１節　安全衛生管理
　第２節　健康保持増進
　第３節　リスクアセスメント等の実施
第３章　安全衛生教育
　第１節　安全衛生教育の実施
　第２節　能力向上教育等
第二編　林業
第１章　通則
　第１節　作業現場における緊急連絡体制
　第２節　健康管理
第２章　チェーンソーによる作業
　第１節　チェーンソーの使用
　第２節　チェーンソーによる伐木造材作業
第３章　木材伐出機械等
　第１節　車両系木材伐出機械による作業
　第２節　簡易架線集材装置による作業
　第３節　林業架線作業
　第４節　林業用単軌条運搬機による作業
第４章　造林作業
　第１節　通則
　第２節　地ごしらえ作業
　第３節　植付け作業
　第４節　刈払機による下刈作業
　第５節　枝打ち作業
　第６節　薬剤散布作業
　第７節　刈払機取扱い作業
第三編　木材製造業
第１章　通則
　第１節　工作機械等による危険の防止
　第２節　作業主任者
第２章　木材加工用機械作業
　第１節　切削加工用機械作業
　第２節　その他木材加工用機械作業
第３章　木製品製造作業
　第１節　集成材製造作業
　第２節　プレカット材製造作業
　第３節　合板製造作業
第４章　荷役作業
　第１節　通則
　第２節　積みおろし作業
　第３節　はい作業
　第４節　フォークリフト作業
　第５節　コンベヤー作業
　第６節　クレーン作業
第５章　非定常作業
　第１節　通則
　第２節　非定常作業危険防止
　第３節　その他非定常作業による危険の防止
第四編　実施を確保するための措置

5　関連法令

SGEC の認証規格に下記の法令が示されており、必要に応じてアクセスする。

SGEC 附属文書 3　FM 認証ガイドライン	ウェブサイト	
２－５　遵守･尊重するべき国際条約等及び国内法	和文（文書管理）	和文（文書自体）
（1）国際条約		
森林管理者は、ＩＬＯ基本条約等を遵守して事業を行うこととするが、同 基本条約等のうち日本において批准されていない条約に該当する分野については関連する日本国内法を適用して遵守しなければならない。		
（ア）IL0 基本条約		
・IL0 条約第 29 号：強制労働条約（1930 年）（日本 1932 年　批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239150/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238207/lang--ja/index.htm
・IL0 条約第 87 号：結社の自由及び団結権保護条約(1948 年)(日本 1965 年　日本批准)	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239092/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238149/lang--ja/index.htm
・IL0 条約第 98 号：団結権及び団体交渉権条約（1949 年）（日本 1953 年　日本批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239081/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238138/lang--ja/index.htm
・IL0 条約第 100 号：同一報酬条約（1951 年）（日本１９５３年　日本批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239079/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238136/lang--ja/index.htm
・IL0 条約第 105 号：強制労働廃止条約（1957 年）（日本未批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239074/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238131/lang--ja/index.htm
・IL0 条約第 111 号：差別待遇（雇用及び職業）条約（1958 年）（日本未批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239068/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238125/lang--ja/index.htm
・IL0 条約第 138 号：最低年齢条約（1973 年）（日本 2000 年　日本批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239041/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238098/lang--ja/index.htm
・IL0 条約第 182 号：最悪の形態の児童労働条約（1999 年）（日本 2001 年　日本批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238996/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238053/lang--ja/index.htm
（イ）その他の国際条約等		
・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A9%E3%83%A0%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%9D%A1%E7%B4%84	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S55-1415.pdf
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）	http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_about.htm	http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/cites/2010/20100831_215_ci.pdf
・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%96%E7%95%8C%E9%81%BA%E7%94%A3%E6%9D%A1%E7%B4%84	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H4-0241.pdf
・移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）（日本未加盟）	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A7%BB%E5%8B%95%E6%80%A7%E9%87%8E%E7%94%9F%E5%8B%95%E7%89%A9%E7%A8%AE%E3%81%AE%E4%BF%9D%E5%85%A8%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9D%A1%E7%B4%84	http://www.sizenken.biodic.go.jp/flyway/treaty/treaty1999/AP02.pdf
・生物多様性条約（1992 年　日本署名）	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%9F%E7%89%A9%E3%81%AE%E5%A4%9A%E6%A7%98%E6%80%A7%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9D%A1%E7%B4%84	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H5-0299_1.pdf
・気候変動枠組条約	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/shiryo.html#02	http://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/jouyaku.html
・京都議定書（1997 年　京都開催）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty_020413.html	
・生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（2004	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/cartagena.html	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_6a.pdf

年　日本発効）		
・米国との渡り鳥等保護条約	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S49-871.pdf	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S49-871.pdf
・オーストラリアとの渡り鳥等保護条約	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S56-023.pdf	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S56-023.pdf
・ソ連との渡り鳥保護条約	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S63-2779.pdf	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S63-2779.pdf
・原住民及び種族民条約（IL0169 号）（1991 年　日本未批准）	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239010/lang--ja/index.htm	http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238067/lang--ja/index.htm
・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2005 年（日本署名）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty_020408.html	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/t_020408.pdf
・先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007 年　日本賛成票）	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%88%E4%BD%8F%E6%B0%91%E6%97%8F%E3%81%AE%E6%A8%A9%E5%88%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E5%AE%A3%E8%A8%80	http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf
国際連合：先住民族の権利に関する国際連合宣言ガイド（2007 年）	https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people/	https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf
国際連合：世界人権宣言（1948 年）	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/	https://www.ohchr.org/sites/default/files/UDHR/Documents/UDHR_Translations/jpn.pdf
・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（1965 年）（日本 1995 年加入）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html
国際慣習法		
国際人権規約（社会権規約、自由権規約）（日本 1979 年批准）		https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（日本 1985 年批准）		https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html
児童の権利に関する条約（日本 1994 年批准）		https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰に関する条約（日本 未批准）		https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/zenbun.html
難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書（日本 1981 年条約加入、 1982 年議定書加入）	https://www.unhcr.org/jp/treaty	https://www.unhcr.org/jp/treaty_1951 https://www.unhcr.org/jp/treaty_1967
すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約（日本未批准）		http://naga-jinken.c.ooco.jp/shiryo1/emigrant.htm
障害者の権利に関する 条約（日本 2014 年批准）		https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf
強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約（日本 2009 年批准）		https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_24.pdf
ビジネスと人権に関する国際指導原則（日本 2016 年行動計画策定）	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100116940.pdf	https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/
・「わが国が未批准の国際条約一覧」（国立国会図書館、2013 年 1 月現在）	http://current.ndl.go.jp/node/23351	http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196396_po_201203d.pdf?contentNo=1
（2）遵守するべき日本国内法		
森林管理上　遵守すべき国内法		
・森林・林業基本法	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/law/	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/law/pdf/k

		ihonhou.pdf
・森林法（森林計画制度、森林経営計画制度）（保安林制度）（保安施設地区制度）（林地開発許可制度）	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%A3%AE%E6%9E%97%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO249.html#1000000000002000000000000000000000000000000000000000000000000000000000000000
森林計画制度	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1.html	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1.html
森林経営計画制度	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/pdf/gaiyou2604.pdf	
保安林制度	http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html	
保安施設地区制度	http://www2.pref.iwate.jp/~hp031501/tochi/hourei/25tochigaiyou/3-2/2-12.pdf	
林地開発許可制度	http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html	
・森林経営管理法	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC0000000035
・森林の保健機能の増進に関する特別措置法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=BMCL4MLC8SF03r8Blbu%2Fuw%3D%3D	http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/11619891208071.htm
・森林組合法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=bXpy2wWII1%2fvIXi3Whor6Q%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S53/S53HO036.html
・入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=MqWEm1EhTTFdEDPEOogErw%3d%3d	http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/05119660709126.htm
・林業種苗法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=dmAHJN8TtUtVtncBf%2fqMSw%3d%3d	http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/06319700522089.htm
・分収林特別措置法（分収造林制度）	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/searchGenkou.do	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO057.html
・地すべり等防止法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=KotecK4c37%2fh04hcc1m3Qw%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO030.html
・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	https://www.env.go.jp/nature/choju/law/law1-1.html	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000088
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=31Om2jDOPx7%2fneVQqF60WA%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H04/H04HO075.html
・林業労働力の確保の促進に関する法律	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=E4yRK5uTge7SJPKiChaaMQ%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08HO045.html
・木材の安定供給の確保に関する特別措置法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=E4yRK5uTge7dfPEQdFslGQ%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08HO047.html
・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=b69rRUPpcCp0haYee%2fLSXw%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20HO032.html
・森林病害虫等防除法	_	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO053.html
・国有林野の管理経営に関する法律	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0100000246
・林道規程	_	http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/pdf/kitei.pdf
・環境基本法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=n%2bwto4PQPw1VsE7Rj7gDTA%3d%3d	http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/12819931119091.htm
・生物多様性基本法	https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=420AC1000000058
・自然環境保全法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=zhlX%2fmRBrXNwvy0dX%2fwVNQ%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO085.html
・自然公園法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%87%AA%E7%84%B6%E5%85%AC%E5%9C%92%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO161.html
・自然再生推進法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=9NPa22%2bdknvLJ8ad1C%2ft9w%3d%3d	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO148.html
・文化財保護法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO214.html

・都市計画法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8c%76%89%e6%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S43HO100&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S43/S43HO100.html
・水循環基本法	http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?i=rsmwoXzeRUNOegEe70t%2fgg%3d%3d	http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18620140402016.htm
・都市緑地法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%97%ce%92%6e%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S48HO072&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S48/S48HO072.html
・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=5&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S44HO057&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44HO057.html
・農薬取締法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BE%B2%E8%96%AC%E5%8F%96%E7%B7%A0%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO082.html
・火薬類取締法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%89%ce%96%f2%97%de%8e%e6%92%f7%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25HO149&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO149.html
・漁業法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%BC%81%E6%A5%AD%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO267.html
・採石法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO291.html
・測量法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO188.html
・道路運送法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%81%93%E8%B7%AF%E9%81%8B%E9%80%81%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO183.html
・道路法		https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC1000000180
・鉄道事業法		https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=361AC0000000092
・鉄道営業法		https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=133AC0000000065
・電気事業法		https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=339AC0000000170
・電気通信事業法		https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=359AC0000000086
・災害対策基本法		https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223
・国土調査法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO180.html
・不動産登記と表示登記制度	_	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO123.html
・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO078.html
・特定水道利水障害の防止のための水道水	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06HO0

源水域の水質の保全に関する特別措置法		09.html
・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20HO040.html
・都市計画法体系の諸法律（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法ほか）	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S41/S41HO001.html
・明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S55/S55HO060.html
・海岸法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B5%B7%E5%B2%B8%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31HO101.html
・河川法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B2%B3%E5%B7%9D%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%89%cd%90%ec%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S39HO167&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1
・砂防法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A0%82%E9%98%B2%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8d%bb%96%68%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=M30HO029&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1
・労働基準法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%9F%BA%E6%BA%96%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO049.html
・労働安全衛生法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%AE%89%E5%85%A8%E8%A1%9B%E7%94%9F%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO057.html
・労働組合法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%B5%84%E5%90%88%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO174.html
・健康保険法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%81%A5%E5%BA%B7%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%92%8d%4e%95%db%8c%af&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=T11HO070&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1
・厚生年金保険法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%B9%B4%E9%87%91%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%b1&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S29HO115&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1
・雇用保険法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%9B%87%E7%94%A8%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S49/S49HO116.html
・租税特別措置法	http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A7%9F%E7%A8%8E%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%8E%AA%E7%BD%AE%E6%B3%95	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO026.html
・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/policy.html	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=431AC0000000016
・関係する都道府県、市町村条例、判例		

基本的なＩＬＯ条約　※網掛け部分は未批准

◎第 29 号　強制労働条約（1930 年） あらゆる形態の強制労働の廃止を求めるものですが、兵役、適正な監督のもとにある囚人労働、戦争、火災、地震といった緊急時など、いくつかの適用除外が認められています。
◎第 87 号 結社の自由及び団結権保護条約（1948 年） すべての労働者及び使用者に対し、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、加入する権利を定めるとともに団体が公の機関の干渉を受けずに自由に機能するための一連の保障を規定します。
◎第 98 号 団結権及び団体交渉権条約（1949 年） 反組合的な差別待遇からの保護、労使団体の相互干渉行為からの保護、団体交渉奨励措置を規定します。
◎第 100 号 同一報酬条約（1951 年） 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一の給与及び給付を求めるものです。
◎第 105 号 強制労働廃止条約（1957 年） 政治的な圧政もしくは教育の手段、政治的もしくは思想的見解の発表に対する制裁、労働力の動員、労働規律、ストライキ参加に対する制裁または差別待遇の手段として何らかの形態の強制労働を用いることを禁止するものです。
◎第 111 号 差別待遇（雇用及び職業）条約（1958 年） 人種、肌の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身または社会的出身に基づく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求めるものです。
◎第 138 号 最低年齢条約（1973 年） 児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育終了年齢以上とするよう規定するものです。
◎第 182 号 最悪の形態の児童労働条約（1999 年） 奴隷労働および類似の慣行、武力紛争で使用するための強制的な徴集、並びに売春やポルノ、あらゆる不正な活動、児童の健康・安全・道徳を害するおそれのある労働における使用を含む、最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃を確保する即時の効果的な措置を求めるものです。

出典：http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/about/ilo.htm

6　記録様式

6.1　モニタリング・チェックリスト

実施者	記録日 20　年　月　日

モニタリング報告書

項　目	記　録
1)　対象	※該当するものに○
(ア) 場所	静岡県　　市(　　)
(イ) 実施期間	20　年　月　日～20　年　月　日
(ウ) その他	
2)　計画	
(ア) 作業の種類	※該当するものに○
①　主伐	
②　間伐・択伐	間伐　・　択伐
③　保育	保育　・　下刈　・　除伐　・　その他(　　)
④　路網整備・搬出	路網整備　・　搬出
(イ) 作業の規模	
①　面積・延長	(ha・m・m^3)
3)　作業状況	
(ア) 計画の達成率	%　※未達成の場合下記に理由
(イ) 計画変更有無と理由	無　・　有(理由　　)
(ウ) 施業履歴への記録	済　(年月日:　　.　　)
4)　環境影響	※該当するものに○
(ア) 生物多様性保全	
①　希少種等の存在	無　・　有　(作業前に存在・作業後存在※詳細は備考に)
②　外来種等の存在	無　・　有　(作業前に存在・作業後存在※詳細は備考に)
(イ) 水土保全	
①　土壌浸食	無　・　有　(作業前に存在・作業後発生※詳細は備考に)
②　地表のかく乱	無　・　有　(作業前に存在・作業後発生※詳細は備考に)
③　崩壊	無　・　有　(作業前に存在・作業後発生※詳細は備考に)
(ウ) 森林生態系の生産力及び健全性の維持	
①　森林病虫獣害	無　・　有　(作業前に発生・作業後発生※詳細は備考に)
②　気象害	無　・　有　(作業前に発生・作業後発生※詳細は備考に)
③　火災	無　・　有(※発生日時・原因・被災規模等は備考に)
(エ) 狩猟や釣りを含む非木質林産物の利用	無　・　有　(作業前に存在・作業後発生※詳細は備考に)
5)　保険への加入	有　・　無
6)　利害関係者との連携	有　・　無(状況:　　)
7)　その他	
備考	

○　労働条件と労働安全に関するモニタリング

実施者	記録日

労働条件と労働安全に関するモニタリング・チェックリスト

項　目	記　録
1　対象	※該当するものに○
（ア）対象者	直営・委託先 （　　）
（イ）実施場所	
（ウ）実施期間	年　月　日～　年　月　日
（エ）その他	
2　確認事項	
1)-1 保健や事故のリスクを確認し、作業に関連するリスクから労働者を保護するためのあらゆる適切な手段の適用が可能な形で計画し、組織化し、実施しているか。	適・否 状況：
1)-2　関係する労働者には、業に関わるリスク及び予防措置に関する情報を与えているか。	適・否 状況：
2)　労働者の労働条件は安全であり、林業活動や森林施業に従事するすべての者に対して安全作業の実践に関する指導や訓練を実施しているか。	適・否 状況：
3)　労働時間と休暇は、法令及び当該組織に係る団体協約等を遵守しているか。	適・否 状況：
4)　SGEC 認証区域で林業活動や森林施業を実施する林業労働者（地元労働者、季節労働者、下請け業者等）の賃金は、少なくとも法令、地域別最低賃金又は当該団体交渉協定等労使間で協議決定した賃金に見合うか、それ以上となっているか。	適・否 状況：
5)-1 機会均等と差別待遇の禁止、職場におけるハラスメンの防止について約定されているか。	適・否 状況：
5)-2　性（ジェンダー）の平等は促進されているか。	適・否 状況：
6）その他	
備考	

6.2　巡視報告書

作業完了時巡視報告書

令和　　年　　月　　日

作 業 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報 告 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

巡視結果チェック	チ　ェ　ッ　ク　内　　容
	①水辺林は、適切に育成・保存されているか
	②下層植生は、適切に育成・保存されているか
	③土壌は、適切に保護されているか
	④水系に濁りやその他の異常が無いか
	⑤林道・作業道及び山道に異常は無いか
	⑥作業等で使用した燃料、オイル類の空缶等が放置されていないか
	⑦境界の杭やマーキングは明確に確認できるよう維持されているか
	その他特記事項 （　　）
特記事項	

〇:良好　×:問題あり　ー:該当なし

〇巡視時　巡視報告書

巡視時　巡視報告書

報告者 ＿＿＿＿＿＿＿＿

巡視場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　令和　　年　　月　　日

巡視結果 チェック	チ ェ ッ ク 内　容
	①水辺林は、適切に育成・保存されているか
	②下層植生は、適切に育成・保存されているか
	③土壌は、適切に保護されているか
	④水系に濁りやその他の異常は無いか
	⑤林道・作業道及び山道に異常は無いか
	⑥作業等で使用した燃料、オイル類の空缶等が放置されていないか
	⑦境界の杭やマーキングは明確に確認できるよう維持されているか
	⑧病害・虫害等により、枯れ等、植生に異常が認められないか
	⑨獣害等により、枯れ等、植生に異常が認められないか
	⑩森林火災やボヤ跡等はないか
	⑪気象災害等により、林地及び植生に被害が発生していないか
	⑫気象災害等により、林道・作業道他に損壊等被害の発生は無いか
	⑬注意標識は、損傷等がなく適正に管理されているか
	⑭案内看板等は、損害等がなく適正に管理されているか
	⑮産業廃棄物等ゴミ類が投棄されていないか
	⑯絶滅危惧種等を視認したか
	⑰野生動植物の採取や狩猟に不適切な活動はないか
	⑱外来種が生息していないか、もしくは広がっていないか
	その他特記事項（　　）

〇：良好　×：問題あり　ー：該当なし

6.3　貴重種･絶滅種の発見報告書

貴重種・絶滅種の発見報告書

発見日時･天候	令和　　年　　月　　日　　時間　　時　　分頃　天候(　　)
発見者氏名	
レッドデーターブックに基づく区分 （該当に〇）	絶滅　　絶滅危惧種ⅠB類　　準絶滅危惧 絶滅危惧種ⅠA類　　絶滅危惧種Ⅱ類　　情報不足
発見種	
発見場所	（別紙地図参照）
状況 目撃状況/生育状況等	
当面の対策	
今後の見通し	

静岡県版レッドデータブックを参照のこと

6.4　森林被害に関する報告書

森林被害に関する報告書

発見日時・天候	令和　　年　　月　　日　　時間　　時　　分頃　天候（　　）
報告者氏名	
被害内容 （該当に〇）	病害虫　　森林火災　　その他 獣害　　気象害　〔　　〕
該当場所	（別紙地図参照）
林地の状況 被害面積・要因等	
当面の対策	
今後の対策	

6.5　苦情処理の記録簿

苦情処理の記録簿

記録項目	記録番号：〇認証番号〇-〇日付〇-番号（例　JAFTA-009-2015XXXX-01）
発生日時	年　　月　　日（　）10:XX AM
先方担当	所属先・部署： 役職・氏名： TEL：03-XXXX-XXXX　FAX：03-XXXX-XXXX メールアドレス：XXXXXXX@XXX.or.jp
内容	※具体的に、時間、事由、関係者について記載する。 例）〇〇月〇〇日より、当方の〇〇職員と相談してきましたが、〇〇について、〇〇なので、苦情を申し立てます。
重要性の判断	□緊急度：高・中・低　　□全体への影響度：大・中・小 その他：
当方担当	氏名：
措置	実施日：　　年　　月　　日（　）10:XX AM 内容：　※当事者への措置について具体的に記載する。 例）〇〇様の申立てについて、次のように措置を行った。 〇〇について、当方は下記の措置が妥当と判断し、先方に伝えたところ、同意を得た。 ・〇〇 ・〇〇
措置後の状況と対応	実施日：　　年　　月　　日（　）10:XX AM 内容：　※措置後のことを具体的に記載する。また、必要に応じて、CoCに係る是正、予防措置について記載する。 例）先方に連絡をとり、その後の状況について相談し、問題ないことを確認する。

6.6　利害関係者（ステークホルダー）の記録簿

No.

影響を受ける利害関係者（ステークホルダー）の記録簿

記録日：　　年　　月　　日

ステークホルダーの氏名／名称	
担当者役職・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
利害関係	（森林認証により、どのような影響を受けるかを記載。）
要望把握方法	（面談、電話、アンケート等）
要望聴取等年月日	
要望聴取実施者	
要望内容（ニーズと期待）	
要望への対応状況	
その他	

6.7 内部監査記録表

○○年度　　内部監査記録表			
確認者	会長　　㊞	監査実施年月日	令和　　年　　月　　日
監査員氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○		
監査対象者			
監査目的			
監査結果・是正事項			

チェック項目	状況・コメント	適・否
1. 「SGEC 森林管理計画」、森林簿、図面等が常備されているか。		適・否
2. 森林管理を実行する管理体制と実行組織があり、担当者の役割・責任・権限は明確か。 また、上記に変更はないか。		適・否
3. 森林管理方針等を遵守しているか。		適・否
4. 生物多様性に配慮した施業指針を遵守しているか。		適・否
5. 水土保全及び環境配慮は適切か。		適・否
6. 森林計画通りに、施業しているか。		適・否
7. 森林病虫獣害の対策は適切か。		適・否
8. 委託先に SGEC 基準を遵守させているか。		適・否
9. 従業員・委託先に教育・研修を行っているか。 （SGEC 基準、生物多様性保全、労働安全等）		適・否
10. 認証生産物の分別・管理は適切か。 また、COC 管理事業体には、「100%SGEC 認証」と主張し、出荷しているか。		適・否
11. 法令を遵守しているか。 （伐採・造林届、保安林手続き、自然公園手続、労働安全に関する法令等）		適・否
12. モニタリング調査を実施しているか。		適・否
13. 労働条件と労働安全に関するモニタリングを実施しているか。		適・否
14. 情報公開は適切に行っているか。 （SGEC 森林管理計画の基本理念、森林管理計画の要約及びモニタリング結果等）		適・否
15. 苦情処理は適切か。		適・否
16. 各種記録の管理は適切か。		適・否
17. その他		適・否

6.8　マネジメントレビュー　是正・予防措置報告書

マネジメントレビュー　　是正・予防措置報告書

不適合の発生・不適合の発生可能性報告	代表者	管理責任者	担当者	作成年月日
				年　月　日

〇不適合の状況

（①前回のマネジメントレビュー結果に対するフォローアップ、②管理システムに関連する外部及び内部の変化、③不適合及び是正措置の状況、④苦情処理結果、④モニタリング結果、⑤内部監査結果、⑥森林管理計画の達成状況、⑦影響を受けるステークホルダーの要望、⑧　継続的改善のための機会等の情報から記載する。）

是正措置・予防措置等の必要性：　有　無

是正措置・予防措置等報告	代表者	管理責任者	担当者	実施年月日
				年　月　日

〇原因

〇影響範囲

〇是正措置・予防措置

〇継続的改善の機会

〇管理システムの変更の必要性

措置効果の確認	代表者	管理責任者	担当者	実施年月日
				年　月　日

7　巻末資料

7.1　**緊急連絡網**

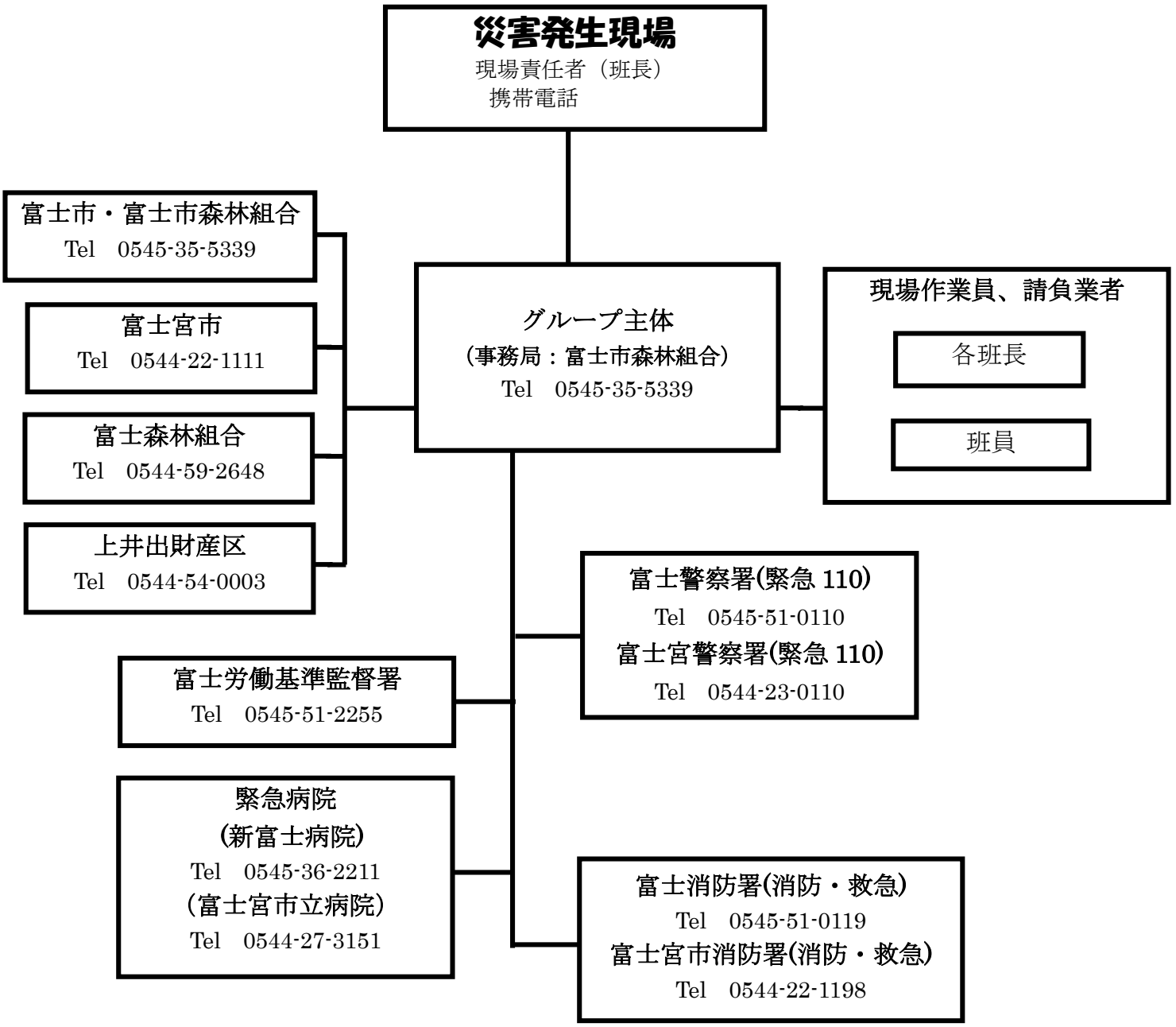

報告事項	補足情報（労働災害）	（森林火災）
□ ①発生、日時	被災からの経過時間	被災からの経過時間
□ ②発生場所	標高・アクセス道	アクセス道
□ ③被災者・被災森林の名前	年齢・血液型も	林班
□ ④被災・火災原因	作業内容	拡大要因（風、枯葉等）
□ ⑤被災の部位・場所、程度		地表・樹幹・樹冠
□ ⑥被災者・被災森林の状況	歩ける、歩けない	延焼方向、鎮火・拡大